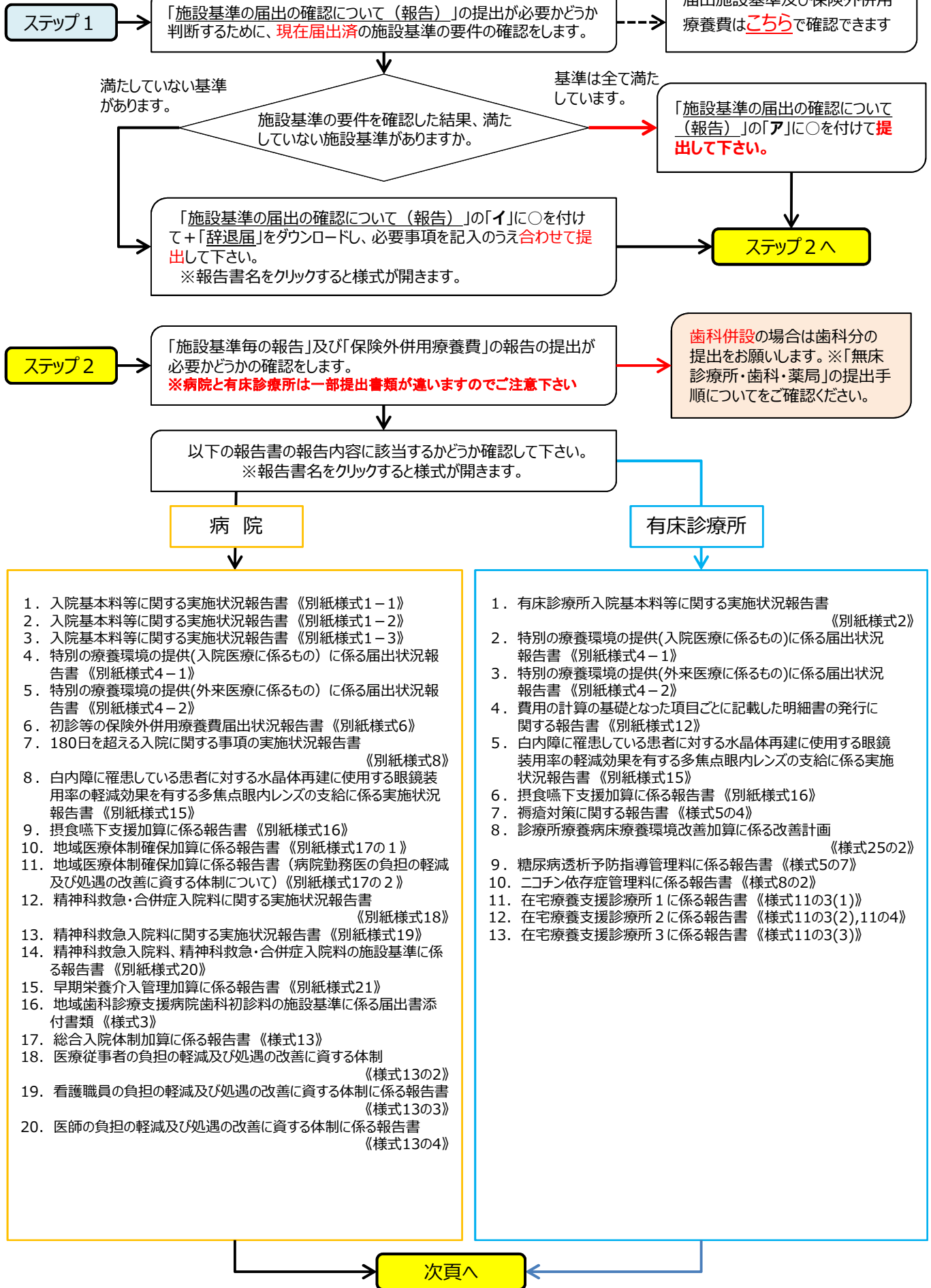


施設基準等定例報告に係る書類の提出手順について

病院・有床診療所

※表示されている報告書名をクリックすると様式が開きます。
 ※施設基準及び保険外併用療養費以外も一部ありますのでステップ2までご確認願います。



病院

前頁より

有床診療所

21. 療養病棟療養環境改善加算に係る改善計画《様式24の3》
22. 抗菌薬適正使用支援加算に係る報告書《様式35の6》
23. 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に係る報告書《様式37の2》
24. 回復期リハビリテーション病棟入院料に係る報告書《様式49の4》
25. 回復期リハビリテーション病棟入院料におけるリハビリテーション実績指数等に係る報告書《別紙様式45》
26. 地域包括ケア病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類
《様式50》
27. 地域包括ケア入院医療管理料等の施設基準に係る届出書添付書類
《様式50の2》
28. 緩和ケア病棟入院料 1 に係る報告書《様式52の2》
29. 糖尿病透析予防指導管理料に係る報告書《様式5の7》
30. ニコチン依存症管理料に係る報告書《様式8の2》
31. 在宅療養支援病院 1 に係る報告書《様式11の3(1)》
32. 在宅療養支援病院 2 に係る報告書《様式11の3(2),11の4》
33. 在宅療養支援病院 3 に係る報告書《様式11の3(3)》
34. 在宅療養後方支援病院に係る報告書《様式20の5》
35. 在宅患者訪問褥瘡管理指導料に係る報告書《様式20の8》
36. 光トポグラフィーに係る報告書《様式26の3》
37. 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）に係る報告書
《別紙様式A》
38. 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療の実施報告書
《別紙様式B》
39. 医薬品の治験に係る実施報告書《別紙様式6》
40. 医療機器の治験に係る実施報告書《別紙様式8》
41. 再生医療等製品の治験に係る実施報告書《別紙様式15》
42. 向精神薬多剤投与に係る報告書《別紙様式40》

【注意事項】

○届出が不要な施設基準の要件の確認について
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日付保医発0305第2号）及び特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日付保医発0305第3号）により、要件を満たしていれば地方厚生局長への届出が不要な施設基準がありますので、当該施設基準に係る診療報酬を算定されている場合は、要件を満たしているか貴院で確認してください。
なお、要件を満たしていない場合は、当該施設基準に係る診療報酬を算定できませんので、ご注意ください。

14. 在宅患者訪問褥瘡管理指導料に係る報告書
《様式20の8》
15. 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療の実施報告書《別紙様式B》
16. 医薬品の治験に係る実施報告書《別紙様式6》
17. 医療機器の治験に係る実施報告書《別紙様式8》
18. 再生医療等製品の治験に係る実施報告書
《別紙様式15》
19. 向精神薬多剤投与に係る報告書《別紙様式40》

【注意事項】

○届出が不要な施設基準の要件の確認について
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日付保医発0305第2号）及び特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日付保医発0305第3号）により、要件を満たしていれば地方厚生局長への届出が不要な施設基準がありますので、当該施設基準に係る診療報酬を算定されている場合は、要件を満たしているか貴院で確認してください。
なお、要件を満たしていない場合は、当該施設基準に係る診療報酬を算定できませんので、ご注意ください。

該当する報告書があります。

該当する報告書はありません。

該当する報告書がありますか。

報告書及び届出状況報告書をダウンロードし必要事項を記入のうえ提出して下さい。
※報告書名をクリックすると様式が開きます。

報告書の提出は不要です。

これで終わりです。次ページも参考にしてください。お疲れ様でした。

☆届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご注意ください。

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合、報告は不要です。

【届出が不要となっている施設基準】

- ・夜間・早朝等加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・臨床研修病院入院診療加算
- ・妊産婦緊急搬送入院加算
- ・重症皮膚潰瘍管理加算
- ・強度行動障害入院医療管理加算
- ・がん拠点病院加算
- ・高度難聴指導管理料
- ・小児抗菌薬適正使用支援加算
- ・夜間休日救急搬送医学管理料
- ・がん治療連携管理料
- ・遠隔連携診療料
- ・認知症専門診断管理料
- ・診療情報提供料（Ⅲ）
- ・在宅時医学総合管理料の注 8
- ・施設入居時等医学総合管理料の注 8
- ・経皮的冠動脈形成術
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。）に掲げる手術